



『霧島田口扇山 2704-1 他へのメガソーラー建設反対』を求める陳情書

霧島市議会副議長 下深迫孝二 殿

平成 31 年 2 月 6 日

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会

代表 中村満雄

霧島市霧島田口

◆陳情の趣旨

近年、局地的豪雨によって全国各地で大災害が多発しています。

- ・平成 22 年 7 月霧島永水の豪雨によって手籠川が氾濫し、田植え直後の稲作が全滅し、県道 60 号線が崩落、複数台の車が崩落現場に吸い込まれました。
- ・平成 26 年 8 月、広島安佐南区の土砂災害で 77 名の犠牲者がでました。
- ・平成 29 年 7 月北部九州豪雨で福岡、大分の両県で死者 37 名、行方不明者 4 名の犠牲者の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生しました。
- ・平成 30 年 7 月、西日本豪雨で広島、岡山、愛媛県などで 219 名の犠牲者がでました。岡山県真備町の川の氾濫も大きく報道されました。

山林伐採が放置され、国土の弱体化が進んでいます。大きな被害があった中国地方の瀬戸内海側の地質は『真砂土』であり、その特徴は鹿児島県に多く分布する『シラス』に酷似しており、雨に対して極めて脆弱です。

霧島神宮に向かう県道 60 号線の右手の急傾斜地 185 ヘクタールに県内最大 80 メガの発電出力のメガソーラー建設計画があります。この情報は資源エネルギー庁のホームページで公開されています。発電出力は鹿児島県最大、鹿児島市・セツ島のメガソーラー出力規模 70 メガを上回る 80 メガである事から、その大きさと、危険性をご推察願います。

開発予定地は狩川、相尾川、赤谷を経て住宅地、霧島川に至る急傾斜地です。県指定の土砂災害警戒地域でもあります。平成 22 年 7 月の豪雨で湯之宮地区の田が水没、人家に床上浸水被害がありました。さらに大窪駐在所近くの道路が陥没、長期に亘り通行不能となりました。現地には霧島市の太田水源があります。現在は湯之宮地区住民の簡易水道の水源として活用されています。

私達は地域に災害を及ぼす恐れのあるメガソーラー建設を止めて欲しいとの思いです。全ての再生可能エネルギーを否定するものではありません。

◆陳情項目

霧島田口扇山 2704-1 他へのメガソーラー建設反対を求めます。

◆陳情に至った経緯

1. 平成元年頃、霧島リゾートランドとして別荘地建設計画がスタート。
平成 3 年、計画頓挫、それ以降差押さえ、所有権移転、裁判、競売が繰返された日くつき
の場所です。
2. 平成 21 年 9 月 1 日、競売成立、大阪西成区『キリシマ建設KK』が取得。
3. 平成 26 年 3 月 31 日、正信ソーラーホールディングスへ売買による所有権移転。

平成 26 年 2 月 18 日、国土利用計画法に基づく売買届出書提出。

以前、この会社はホームページがありましたが、現在はメンテナンス中となっています。

4. 平成 27 年 12 月、情報提供を受け、登記簿入手、ここの土地履歴を把握しました。
5. 平成 28 年 3 月議会において、当時の霧島総合支所長は現地について『質問の土地は 2 級河川霧島川、2 級河川狩川に挟まれている。最終的に両河川に土砂が流出するものと思われる。2 級河川に至るまでに用排水路、準用河川等があり農地を含む農業施設や河川等に被害が発生する恐れがある。特に質問の土地の面積の内、約半分の流域面積を持つ準用河川相尾川が霧島神宮駅付近で 2 級河川狩川に流れ込み駅前から総合支所の裏を流れ霧島川に合流する。河川の沿線は人家が多く霧島地区の中心部を流れるので大きな被害が発生する事も予想される。』と説明しました。

当時の市長は環境保全、安心安全を守るためには新たな条例制定も視野に入れた対応が必要ではないかとの問いに対し『指摘を受けた生活の安全、景観の保全、生態系や水源への影響などを考える。これらについて周辺住民が心配していると感じる。太陽光発電に限らず大規模開発は立地条件、開発度合いについて対応の仕方はそれぞれ変わって行く。規模によって対応は異なる。今よくよく考え、気がついてみると、高齢化、過疎化により優良な田畑、宅地は元よりの事、南向きのなだらかな山林までも大中小の太陽光発電だらけであるような実態が全国にある。遊休地を無駄にしたくない、生かそうとするのは理解する。しかしながら場所によっては景観が損なわれ、危険な状況になる事は見つけて行かねばならない。対処をして市民生活を守らねばならない。同感である。そこで今後、この豊かな自然環境や景観を守るために景観条例の改正をもって抑止力に繋がるよう対策を講じ検討させる。』と答弁されました。

6. 急斜面であり、災害発生の危険性が高い事から平成 28 年 6 月 6 日霧島市長宛、平成 28 年 7 月 6 日鹿児島県知事宛、当時の霧島市議 3 名の反対意思を添えて不同意書を提出しました。不同意書の提出団体は以下のとおりです。

松永漁業協同組合	日当山天降川漁業協同組合
錦江漁業協同組合	医療法人浩誠会霧島杉安病院
梶田水路組合	白土水路組合
介護つき有料老人ホームみち草	医療法人浩誠会介護老人保健施設きりしま
特別養護老人ホーム翔朋園	霧島地区自治公民館長連絡協議会

7. 平成 29 年 5 月 9 日、霧島ソーラーファームへ売買による所有権移転
正信ソーラーホールディングスと霧島ソーラーファームの両社は所在地、経営者も同じです。資源エネルギー庁の公開情報によると設備 ID 保有者は霧島ソーラーファームです。
8. 平成 29 年 5 月 31 日、タイズコーポレーションへ売買による所有権移転
9. 平成 29 年 10 月に、堺税務署から頻繁な土地取引の妥当性について問い合わせがありました。
10. 平成 30 年 3 月 13 日、売買契約解除により所有権が霧島ソーラーファームに戻る。
11. 平成 30 年 10 月 23 日、SEJ IV 合同会社へ売買による所有権移転。
12. 平成 30 年 12 月頃から北九州市・八幡区の有限会社 JPGSK の依頼により、鹿児島の大

福コンサルタントが測量を実施中です。JPGSK は太陽光発電事業を行う会社であり、役員名はカタカナです。JPGSK の社員の話によると所有権移転の合意がされているそうです。

13. 平成 31 年 1 月 15 日、メガソーラー問題で環境破壊、財産権、生存権を脅かす恐れを持つ全国の団体が一緒に資源エネルギー庁に出向き、改正 Fit 法について陳情しました。私も同行しています。改正 Fit 法は計画段階から運用段階の全ての局面において『関係法令（条例を含む。）の規定を遵守』を定めています。

資源エネルギー庁の総括課長補佐はガイドラインの推奨事項、重要事項、および地域に即した規制の条例化を推奨しています。『関係法令（条例を含む。）の規定を遵守』に反した場合、ID 取り消しの対象になり得るとも発言されました。資源エネルギー庁の総括課長補佐の発言は別途、霧島市に提供します。

以下は資源エネルギー庁のホームページで公開されている情報です。

- ・ 設備 ID : A892254H46
- ・ 発電事業者名 : 合同会社霧島ソーラーファーム
- ・ 代表者名 : 代表社員 蘇 慶
- ・ 発電出力 = 80,000.0 (kw)
- ・ 発電設備の所在地 : 霧島市霧島田口扇山 2704-1
- ・ 太陽電池の合計出力 : 94,120.0(kw)

鹿沼市議会、日光市議会、伊東市議会、茅野市議会、鴨川市議会、四日市市議会、瀬戸市議会、岡山市議会、岡山県議会、香川県議会など、多数の地方議会で当陳情書と同じ趣旨の陳情書を採用しています。

以下の参考書類を添えて陳情します。

- ① 現地地図
- ② 土地登記簿
- ③ 反対意思を示す不同意書
- ④ 平成 22 年 7 月、霧島永水の豪雨状況
- ⑤ 平成 22 年 7 月、狩川氾濫
- ⑥ 平成 31 年 1 月、全国メガソーラー問題中央集会の事例
- ⑦ 平成 26 年 8 月、広島安佐南区の土砂災害状況
- ⑧ 平成 29 年 7 月、北部九州豪雨被害状況
- ⑨ 平成 30 年 7 月、西日本豪雨被害状況
- ⑩ 新聞報道、霧島太陽光発電所崩壊
- ⑪ 新聞報道、霧島太陽光発電所崩壊
- ⑫ 改正 Fit 法ガイドライン記載の関係法令一覧